

空き家の解体費・改修費を補助します

申込・問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

町では、空き家の有効活用と町民の良好な居住環境を確保することを目的に、町内空き家の解体費・改修（リフォーム）費の一部を下記のとおり補助します。

・解体費

補助金額	条件等	補助件数
工事経費の1/3 上限 30万円	・下記のいずれかであること ①特定空き家（勧告を受けている場合は除く） ②昭和56年5月31日以前に建築された老朽建物で町が定める老朽空き家の基準を満たす空き家 ・依頼業者が町内業者であること	3件 (先着順)

・一般世帯改修（リフォーム）費

補助金額	条件等	補助件数
工事経費の1/2 上限 20万円	・空き家バンクに登録されている空き家物件を購入又は賃借した建物であること ・5年以上その物件に定住する意思があること ・依頼業者が町内業者であること ・町で実施の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと	1件 (先着順)

・子育て世帯改修（リフォーム）費

補助金額	条件等	補助件数
工事経費（外構は除く）の1/2 上限 20万円	・空き家バンクに登録されている空き家物件を購入又は賃借した建物であること ・町外に1年以上居住しており中学生以下の子を扶養する世帯であること ・父又は母が40歳未満であること ・5年以上その物件に定住する意思があること ・依頼業者が町内業者であること	1件 (先着順)
上記のほか、下記の内容についても補助します。 ・引越し等に係る費用（物品の購入費は除く）の1/2で上限10万円 ・中学生以下の子ども一人あたり3万円で上限9万円		

○申請開始日 5月15日（水）

狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

申込・問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

有害鳥獣による人的被害や農作物等の被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許を新たに取得する場合、費用の一部を補助します。

○補助対象 下記のいずれにも該当する方

- ・町内に住所を有しており、交付申請日現在で年齢が65歳未満の方。
- ・町税等を完納している方。
- ・新たに狩猟免許（第一種銃猟免許・わな猟免許）を取得する方。
- ・免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる方。

※免許が取得できなかった場合には、補助金の交付を受けられません

○補助金額

免許の種類	補助金額	募集人数
第一種銃猟	上限 20万円	3名
わな猟	上限 5万円	3名

※補助対象費用には、免許取得に要した費用や銃器関連装備品の取得に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。銃本体及び免許の再取得は対象となりません。

○申請に必要な書類

- ・交付申請書 ・誓約書 ・町税に滞納のない証明書 ・年齢を確認できる証明書（写し）
- ・その他町長が必要と認める書類

○申請開始日 5月15日（水）



ゴールデンウィーク期間のごみ収集とごみ受入れについて

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

ゴールデンウィーク期間（4月27日から5月6日）は、通常通りごみの収集を行います。

4月				5月					
27日 土	28日 日	29日 祝・月	30日 休・火	1日 祝・水	2日 休・木	3日 祝・金	4日 祝・土	5日 祝・日	6日 休・月
×	×	○	○	○	○	○	×	×	○

～ 小山川クリーンセンターからのお願い ～

例年ゴールデンウィーク期間に直接ごみを持ち込まれる方が多く、ごみの搬入車両により大変混雑します。指定袋に入れることが可能なごみについては、決められたごみ集積場所を利用して排出いただきますようご協力をお願いします。また、粗大ごみなど、通常のごみ収集が利用できず、小山川クリーンセンターへ直接搬入する場合は、可能な限りゴールデンウィーク期間を避けてご利用されますようお願いいたします。

小山川クリーンセンターへの持込料金がかかります（家庭ごみ）

問合せ 児玉都市広域市町村圏組合環境施設課 ☎0495-22-8200

小山川クリーンセンターでは、児玉都市内の家庭ごみのうち、収集所に出せないごみの持ち込みを100kgまで無料、100kg以上は10kgにつき40円として受け入れてきましたが、持込車両の増加が著しく、場内の混雑や事故発生の可能性、処理費用の負担の公平性などといった問題が大きくなってきました。

そこで、こうした問題を解消し、ごみの減量・資源化とあわせ、持込制度を安全に継続していくため、「100kgまで無料」を改め、一律10kgにつき40円とする料金設定の変更を、平成31年4月1日より実施します。将来の児玉都市内の生活環境を守るためにも、ご理解とご協力をお願いします。

平成31年4月1日から

一律 **10kg** につき
40円

狂犬病予防注射を行います

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

犬を飼養している飼い主は、狂犬病予防法により、年1回狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせる義務があります。町では下記のとおり集合注射を実施します。この機会に予防注射を受けましょう。

期日	時間	場所
4月17日（水）	10:15～10:30	住居野丹生神社
	11:00～11:30	矢納センター
	13:10～14:30	ステラ神泉
4月18日（木）	10:00～11:30	渡瀬コミュニティ集会所
	13:10～14:30	就業改善センター（南側）
4月19日（金）	10:00～11:30	青柳ふれあいセンター
	13:10～14:30	就業改善センター（南側）

費用 注射費用として1頭あたり3,300円（未登録の場合は別途3,000円）
※お釣りのないようにご用意をお願いします。

